はじめに

日本国憲法が誕生してから75年が過ぎようとしている。この75年の道のりは決して平坦ではなかった。一般に憲法にとって改正あるいは改正の提案は、好機と禍機の双方をはらむという意味である種の危機であるが、実際、日本国憲法も、70年強のあいだ通奏低音のように潜在し、時に何度か間欠泉のように噴出する、この危機的状態にさらされてきた。そして、そのたびごとに生き延びてきたのである。

2012年に自民党が日本国憲法改正草案を公表し、第二次安倍晋三政権が成立し、2014年から15年にかけての安保法制論争を経て、改憲論は政治日程に載せられるまでになった。しかし、政治的な改憲衝動の亢進とは裏腹に、「自衛隊を９条に明記しても何も変わらない」「自衛隊の９条への明記が否定されても何も変わらない」という言説に象徴されるように、改憲構想の実質は空洞化していったのである。

土砂降りになることもなく、かと言って、すっきりと晴れ渡ることもなく、どんよりとした曇天が続くような政治環境のなかに、ここ10年近く、日本国憲法は置かれている。そんななか、2013年９月にハーヴァード大学ライシャワー日本研究所創立40周年記念コンファレンスに招かれ、安倍政権下における立憲主義について報告をする機会を得た。セッションの合間の休憩時間に、マサチューセッツ工科大学のある政治学者とコーヒーを飲みながら、「日本にとって“戦後（the postwar era）”というものは“時代区分（periodize）”できるものではないのではないか」と申し上げたところ、意見が一致し、まるで今回のプロジェクトの結論に達したかのような雰囲気になったのを覚えている。「戦後」は時代区分ではなく、ひとつの「原理」に近いものではないか。そして、その「原理」の下で、さまざまな現実が積み上げられ、さまざまな物語が語られてきたのではないか。憲法典の字面を書き換えることだけが目的化されている昨今だが、憲法典の下には多数の憲法に準ずる重みをもった法令があり、また、判例や閣議決定を中心とする解釈先例が堆（うずたか）く集積し、それらの下で長年にわたる実践が連綿と織り込まれてきた。憲法の実相、そしてその重みを受け止める

には、戦後日本政治史を憲法の視点から眺めてみる必要がある。先のコンファレンスのコーヒー・ブレイクが、本書の基本着想の生みの親である。

この着想を法律文化社が引き受けてくださり、また、執筆陣のみなさまが御玉稿を寄せてくださって本書が成るまで、不当なほどに長い年月が経ってしまった。すべて編者の片割れである駒村の責任である。ここに執筆陣一同に対してお詫びすると同時に、こころより御礼申し上げる次第である。

とりわけ、3名の方に言及することを許されたい。上述のコンファレンスの第2セッションで、まさに「戦後日本の終焉」というタイトルで戦後史学の観点から報告をされた吉見俊哉先生。コーヒー・ブレイクで本書の着想を得て、会場に戻ったとたん、吉見報告に触れた。着想だけではなく、潜在的編者もこの時に決まった。改めてこの企画に編者として参加いただけたことを感謝申し上げたい。

そして、2010年、ハーヴァード大学に留学している際に、私の小さな報告会に聴衆として参加され、その後ビールを片手に意気投合して、爾来、その学識と人格に深く敬愛しているキム・ソンホ先生。今回は総括コメントを寄せてくださった。改めてその友情に感謝。

最後に、編集者の舟木和久氏。想像を絶するその忍耐力に脱帽・感謝。

2020年9月

編者を代表して
駒 村 圭 吾